

事故発生防止のための指針

社会福祉法人まこと会

1. 施設における介護事故に関する基本的考え方

当施設では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの」をリスクと捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的なサービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます

2. 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織

(ア) 設置の目的

① 設置の目的

- 施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いケアを提供する体制を整備します。万が一事故が発生した場合は、最善の処置、対応を行い施設全体で取組むことを目的とします

② 事故防止の担当者

- 事故防止の担当者は、事故防止委員会の委員長とする

③ 事故防止委員会の構成

- 施設長
- 介護職員
- 生活相談員
- 介護支援専門員
- 看護職員

④ 事故防止委員会の開催

- 3ヵ月に1回開催し、介護事故発生時の未然防止、再発防止などの検討を行います。また、必要に応じて臨時事故防止委員会を開催する

⑤ 事故防止委員会の役割

- マニュアル、事故（ヒヤリハット）報告書等の整備

介護事故未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新します。事故（ヒヤリハット）報告書の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新します

- 事故（ヒヤリハット）報告の分析および改善策の検討

各部署から報告のあった事故（ヒヤリハット）報告を分析し、事故発生防止のための改善策を検討し、その結果について施設長に提言します

- 改善策の周知徹底

検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります

(イ)多職種共同によるアセスメントの実施による事故防止

- ① 多職種（介護、看護、栄養、相談、事務）共同によるアセスメントを実施します
- ② 利用者の心身の状況、生活環境、家族関係等から、個々の状態把握に努めます
- ③ 事故に繋がる要因を検討し事故予防に向けた各種サービス計画を作成します
- ④ 介護事故予防の状況が事故に繋がらないよう、定期カンファレンスを開催します

3. 介護事故発生防止における各職種の役割

(ア)施設長

- ① 事故発生予防のための総括管理

(イ)介護職員

- ① 食事・入浴・排泄・移動等介助における基本的知識を身につける
- ② 利用者の意向に沿った対応を行い無理な介護は行わない
- ③ 利用者の疾病、認知症等による行動特性を知る
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し、アセスメントに沿ったケアを行う
- ⑤ 記録は正確、かつ丁寧に記録する

(ウ)生活相談員・介護支援専門員

(エ)看護職員

- ① 医師、協力病院との連携を図る
- ② 施設における医療的行為の範囲についての整備
- ③ オンコール体制
- ④ 処置対応

(オ)栄養士

- ① 食品衛生、衛生管理の体制整備と管理指導
- ② 食中毒予防の教育と、指導の徹底
- ③ 緊急連絡体制の整備（保健所、各関係機関、施設、家族）

4. 介護事故防止のための職員研修に関する基本方針

介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、事故防止委員会を中心として、介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を、定期的かつ計画的に行います

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）
- ② 新任者に対する事故発生防止の研修

5. 介護事故等の報告方法及び、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策

(ア)報告システムの確立

- ① 情報収集のため、ヒヤリハットレポートや事故報告書を作成し、報告システムを確立します
- ② 収集された情報は、別紙1で示したフローチャートに従い分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策を立てるために用います
- ③ この情報を、報告者個人の責任追及のためには用いません

(イ)事故要因の分析

- ① 集められた情報を基に、「分析」⇒「要因の検証」と「改善策の立案」⇒「改善策の

実践と結果の評価」⇒「必要に応じた取り組みの改善」といった PDCA サイクルによって活用します

- ② 過程において自施設における事例だけではなく、知りうる範囲で他施設の事例についても取り上げ、リスクの回避、軽減に役立てます

(ウ)改善策の周知徹底

- ① 分析によって導き出された改善策については、事故防止委員会を中心として実践し、全職員に周知徹底を図ります

6. 介護事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、下記により速やかに対応します

① 当該利用者への対応

- 事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用安全確保を最優先として行動します
- 関係部署及び家族等に速やかに連絡し必要な措置を講じます
- 状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続を行います

② 事故状況の把握

- 事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」(別紙 3 参照)で速やかに報告します
- 報告の際には状況がわかるよう事実のみを記載するようにします

③ 関係者への連絡／報告

- 関係職員からの報告等に基づき、速やかにご家族・担当ケアマネージャー(居宅サービス利用の場合)連絡し、事故(医療機関で治療又は入院した場合を原則とする)と判断した場合、県(所管県民局健康福祉部)、市町村(所在市町村及び保険者)に事故の状況について報告を行います
- 食中毒・感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに管轄保健所に連絡し、併せて、県(所管県民局健康福祉部)及び所在市町村へ報告します

④ 損害賠償

- 事故の状況により賠償等の必要が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します

平成 18 年 9 月 22 日	作成
平成 20 年 4 月 1 日	一部改正
平成 29 年 10 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正